

1. 経理処理の要点

本会の退職共済制度による退職給付金（本人の掛金は除く）は、各事業所の「退職金」として「退職所得扱い」となり、税制の優遇措置がとられています。そのための各事業所の対応としては、従来から次のことをお願いしております。

1. 事業所就業規則（退職金）への明記
2. 事業所としての経理処理が必要であること

具体的な会計処理として、

- (1) 共済会掛金（事業主分）を固定資産として、決算時に貸借対照表に計上すること（21 ページ参照）
（実際には、共済会が資金を運用しておりますので、証明資料としては、共済会からの資産残高通知書を添付すること）
- (2) 退職給付金支給時に、退職金を取崩収入、（運用益は）雑収入で受け、退職給付支出で支出する会計処理を行なうこと（8 ページ参照）
（実際には、退職金は事業主を通過しませんが、事業主が支給した形を整えておくこと）
- (3) 退職給付金支給時に、資産の取り崩しを行なうこと（8 ページ参照）
- (4) その他の処理については、資料を参照ください。